

全医労保育所ニュース

機構「公募仕様書に『雇用希望者には可能な限り応募の機会を設ける』と記載するよう指導する」と回答



大臣答弁を具体化せよ(5月9日機構第3回保育所交渉)

冒頭、岡野部長から「平成30年度以降の院内保育所の運営に

5月9日、全医労は院内保育所の存続と充実および保育所職員の雇用継続を求め、機構本部と12月26日、3月30日に続く第3回目の団体交渉を実施しました。全医労からは佐藤委員長以下役員と保育所職員、保護者、支部の職場代表23名が出席、機構本部からは岡野職員厚生部長以下10名が出席しました。(FAXニュース62号より)

「『保育の質』は人が作っている」職場代表が切実な訴え
— 保育所問題で機構本部と第3回目の交渉を実施 —

については、12月26日および3月30日の交渉で回答した機構としての方針に変更はない。機構としては各病院が新たな事業者と運営委託契約を締結することを基本とし、平成30年4月以降も院内保育所を継続する「平成30年4月以降の保育士等の確保については、新たな委託先事業者の責任において行われるものと考えており、従って各病院長が行う公募の条件において、

雇用の継続を条件とすることとはならない」と、前回の一括回答でも述べた通りだとした上で、新たに「現在の保育士等の雇用について、新たな委託先事業者の採用方針の中で、可能な限り配慮を求める趣旨で、病院が公募する際の仕様書において、『旧受託者の職員が新受託者での雇用を希望する場合は、可能な限り応募の機会を設けること』を記載するよう指導する」と一括回答がありました。これに対し佐藤委員長は、「機構は前回交渉で本部が一括して管理を行い、すべての責任は機構本部、機構理事長にあると回答した。一方で、各病院は公募検討中というが、施設の独断で進めている所もある。労使交渉も否定するような対応で、作業を進めていると思わざるを得ない実態もある。機構本部には、塩崎厚労大臣の答弁を踏まえ、具現化する責任がある。今日は交渉に参加した職場代表のそれぞれの願いや思いを真摯に聞いてほしい」と述べ交渉に入りました。

引き続き「保育の質」の継承と職員の雇用継続のために団体交渉で施設を追及しよう

「保育の質」の継続は「職員の雇用継続」しかない

職場代表から切実な訴えが続きました。

○ 院内保育所はアットホームで目が行き届いており、職場復帰の際もすぐに受け入れてくれる。子どもが信頼しているのは今の先生方だ。継続雇用してほしい。ワークライフバランスとは、家庭が充実してこそ仕事も充実して働けるということ。それは保育士も同じだ。



いまの保育所で子育てしながら働きたい



人間形成の大事な基礎を保育している

子ども一人ひとりに寄り添い、育てる保育、人間形成の大事な基礎を保育している。保護者職員に安心と喜びを与えると自負している。

○ 支部団交を実施し、署名を提出した。病院も保育所を継続すると約束してくれたが、保育士の雇用継続については機構本部が認めないと言う。機構本部はなぜ認めないのか。保護者である看護師も離職する可能性がある。病院の判断で継続雇用できることを認めよ。

○ 院内保育所は地域が受け入れない長時間保育など特殊な保育を行ってきた。運営委員会雇用から病院の統廃合、ピジョン委託と雇用が4つくらい変更した。保育の質を守ると言うが、人間が質を守るのではなく、業者が質を守るのか。可能な限り応募の機会を設けると言うが、どういうことか。

○ 国立病院時代から保育士として働いてきた。働く者として使い捨てになるのは辛い。病院長は『医師

は患者の病気だけをみているのではない。その人の人生もみている』と言う。保育士も人として人並の人生をお願いしても無理ではないだろう。

○ 支部の団体交渉で保育園の大事さを伝えた。保育士は子どもの性格、くせ、などを観察してくれ、細かいことも伝えてくれる。小さい子どもは感情の訴えができないが、保育士が気づいてくれている。子どもは気づいてくれる保育士を信頼する。その見守りの中で挑戦し成長するのだ。来年4月に保育士が代わることは、保育の質が下がることにつながる。

○ 仕様書に雇用継続を記載して欲しいと訴えたが、施設側はそういうことは公募を狭めることになるので規定上できないと言われた。本当に規定があるのか。

○ 要求書を提出し、拡大窓口を行った。施設側は保育所を継続したいと言っているが、地域性や園児数を見ると業者委託ではなく、選択肢として広く見ることも必要ではないかと機構本部に上申した。厚労大臣の発言の通り保育士の継続せよ。委託によって経費は増える。理事長が採算を上げよと言っている内容と逆行している。

○ 支部交渉で保護者として保育所の必要性を訴えた。院長は理解しているが、雇用の継続は機構本部の考えがあるので返答できないと言っていた。施設は保育の質は保ちたいと言うが、機構本部の意向があり明言できないと言う。施設側の葛藤も伝わってきた。今日は保護者として、子どもたちを守ってくれている保育士たちを守る立場で交渉に来た。こ



雇用不安が続く業者委託はもう止めよ



子どもが信頼している先生に保育を続けて欲しい



れだけの意見があり、保育の質を保つために、保育所職員を継続雇用することがなぜできないのかわからない。

機構「直営があり得ない」とまでは言っていない

職場代表の切実な訴えに対して、機構は「運営の仕方として直営があり得ない」とまでは言っていないが、基本方針としては外部委託だ。親の立場としても、同じ先生にみてもらいたい気持ちばかり、否定はしない。機構になる前からも含め、働いて来られた皆さんがいまの保育園をしつかりやられて来られたことは感謝申し上げたい。それを前提にする気持ちはある」と回答しました。

佐藤委員長が、「保育所は福利厚生という点では直営はあり得る」ということで良いか」と質したのに対し、機構は「院内保育の運営の仕方を単純に考えた時に、自らやるということがない」とは言わない」と回答し、(直営は)機構法で妨げられていることではないと確認しました。佐藤委員長は続けて「行事などは仕様書に書いているようだが、職場代表の皆さんは保育の経験と信頼関係に基づいた運営が重要であり、それが保育の質であり保育の内容だと訴えているのだ」と強調しました。



機構は大臣答弁を踏まえ運営の具体化を図り指導を行え

さらに、塩崎厚労大臣の発言を紹介し、機構はこの立場に立つて発言していないのではないかと追及しました。機構は『引き続き、同じ職場で勤務が継続できるようにすることを第一として、仮にできない場合には現在の事業者が自身のグループ会社で紹介することなどによって対応している。大臣の発言の意図合いは、普通に考えれば、そのままだ」と回答。しかし、全医労側は「答弁は続けて『万全を尽くしてスムーズな移行ができるようにしていく』と述べているではないか」「大臣答弁を機構はどう

具体化するのか」「大臣は『関係者の意見を聞きながら進めていく』『注視していく』と述べているではないか」と迫りました。機構は「新しい事業者が参入する場合、恐らく今いるスタッフをある程度見込みながら参入する事業者が多いと思っている」「採用の確定は新たな事業者がすること。ストレートに公募の条件を付けること自体、機構としてはできない」と回答しました。

交渉参加者からは「無責任だ」「なぜ遠慮するのか。条件が付けれないというものは、雇用



機構本部の姿勢を厳しく追及

させないということではないのか。継続雇用が保育を守ることだ」「条件を付けないということは、栃木とちのみ保育園の不採用と同じことが起こり得る」等々と怒りの追及を行いました。



機構は納得できる回答を行え 保育所交渉は継続へ

さらに全医労交渉団は、「我々が求めている保育の質の維持と雇用継続について、交渉参加者が納得できるものにせよ」「保育士は病院の職員として誇りをもって仕事をしている。私も病院職員として誇りを持って働いてきた。こんなにも守ってくれないものなのか」「大臣答弁は『運営がしつ



保護者も保育士も誇りをもって働いている

機構は「いまの保育士の雇用を新しい事業者が採用方針の中で配慮を求めようとしている。考え方としては同じだ」と回答。しかし、全医労は「機構は大臣答弁のレベルに

は達していない。雇用の機会を与えるだけでなく、採用にあたり優先的に配慮するなどと記載できないのか」と迫りましたが、機構は「絶対に雇えとは書けない」と回答。「先に業者ありきなのか」「企業を信用し過ぎていないか。事故も起こり得る」「委託元としての意思はないのか」「いまの保育所を継続する業者を選んではしい」等々発言が続きました。

全医労は「厚労大臣は『保育所は大事だ。第一義的には職員の継承』と答弁しており、認識は一致しているのだろう」「大臣答弁を再確認し、機構として引き続き努力することには問題ないこと」「確認書を結べ」と追及したのに対し、機構も応じたため、交渉を中断。しかし、確認書の文言について窓口協議を何度か行

いしましたが、機構本部は「一括回答以上の確認はできない」と強弁し、頑なな対応を崩さなかったため、全医労は「問題は山積しており解決には至っていない」「次回交渉まで大臣答弁と逸脱した対応があれば、その都度厳しく追及する」とを前提に、継続交渉を求め交渉を終了しました。

保育所のあるすべての支部で交渉を進めよう

機構は大臣答弁のスタンスに立ち、今回「応募の機会を設ける」と踏み込んだ回答を行いました。これは、この間、30支部におよぶ各支部の保育所交渉での追及と、地方協・本部とリンクした運動の積み重ねによる一つの成果と言えます。

発達と成長を保障する院内保育所を守るため、「保育の質」に対する施設側の認識を正し、保育所のあるすべての支部で交渉を申し入れ、交渉を実施しましょう。

以上



雇用継続が保育を守ること

勝手に業者選
定手続きを進
めるな！
私たちの声を
聞け！



引き続き、保育所職員・保護者・支部が
三位一体となって運動をすすめよう